業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年７月 31 日開催　(主要行等との意見交換会)]

１.令和８年熊本地震への対応について

○　令和８年熊本地震に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。

○　当該災害等に関し、熊本県内に災害救助法が適用されたことを受け、2026 年７月 29 日付で、九州財務局と日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

○　くわえて、事業者への資金繰り支援の徹底等に向けて、2026 年７月 31 日付で、官民金融機関に対して関係省庁連名による要請を発出した。

○　各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

○　また、被災者のために有益な情報を提供できるよう、金融庁ウェブサイトに特設ページを開設するとともに、被災者と金融機関との取引に関する問合せ・相談を受け付けるため、「令和８年熊本地震金融庁相談ダイヤル」を開設した。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日　(内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和８年熊本地震			
熊本県	７月 28 日（７月 28 日）	九州財務局	７月 29 日

２．現下の国際情勢を踏まえた対応について

○　不確実な中東情勢が依然継続する中、各金融機関においては、

・　中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響を十分に注視しつつ、

・　先般の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じ

ることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとともに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の実情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、

改めてお願いしたい。

３．株式会社全東信の破産手続開始を踏まえた対応について

○　株式会社全東信の破産手続開始の影響を受け、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026 年７月 10 日に、関係省庁連名により、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等に向けた要請を発出した。

○　各金融機関においては、本要請の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくようお願いしたい。

４．令和８年６月 24 日からの大雨に伴う災害及び令和８年７月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害等に対する金融上の措置について

○　令和８年６月 24 日からの大雨に伴う災害及び令和８年７月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。

○　各災害等に関し、鹿児島県、福岡県及び滋賀県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

○　各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日　（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和８年６月 24 日からの大雨			

鹿児島県	6月24日（6月24日）	九州財務局	6月25日
福岡県	6月25日（6月26日）	福岡財務支局	6月26日
○令和８年７月滋賀県甲賀市の土砂崩れ			
滋賀県	7月7日（7月13日）	近畿財務局	7月13日

５．「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた取組状況について

○　2026 年６月 26 日、「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた 2025 年度の取組実績を公表した。主な内容として、

・　新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合が全業態平均で 55.7%と増加したほか（2024 年度は 52.9%）、

・　新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合も、全業態平均で 99.9%と増加し（2024 年度は 99.5%）、

いずれも 2024 年度と比較して伸長が見られた。

○　各金融機関においては、引き続き、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、2026 年４月１日に適用開始した改正監督指針等の趣旨・内容も踏まえ、精力的な取組をお願いしたい。

６．「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績について

○　2026 年７月 17 日、2025 年度の「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績を公表した。具体的には、官民金融機関による本ガイドラインの活用実績として、債務減免を含む再生型が 93 件、債務減免を含まない再生型が 17 件、廃業型が 112 件の計 222 件の事業再生計画及び弁済計画が成立したことを金融庁・中小企業庁にて確認している。

○　各金融機関においては、引き続き、円滑な事業再生等に向けた主体的な支援に努めていただきたい。

７．特定回収困難債権買取制度等の活用促進について

○　2011 年５月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権買取制度」が導入された。

○　制度開始以降、2026 年６月末までに、金融機関 101 先から累計 348 件、約 115 億円の債権買取を決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているが、各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

○　なお、特定回収困難債権の買取・回収業務は預金保険機構から委託を受けた整理回収機構（RCC）が行っているが、RCC では債権の買取・回収業務以外に、地域経済活性化支援機構や中小企業活性化協議会では対応困難な事業再生案件への支援にも注力している。各金融機関においては、RCC の事業再生支援制度の活用も選択肢の一つとして検討していただきたく、併せて周知する。

８．身寄りのない高齢者等に関する適切な対応について

○　高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024 年６月に策定）については、2024 年６月の意見交換会においても、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合において、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい旨、周知した。

○　その後、金融機関からは、代理人として活用する観点からは、優良な事業者であることを認定する仕組みの導入等が活用の後押しになるとの声が聞かれる。

○　こうした点について、

・　2025 年に設立された高齢者等終身サポート事業者の事業者団体において、利用者が不安なく事業者を選択できる仕組みの構築のため、厳格な審査を通じて優良事業者を認定する制度を検討中であるほか、

・　2026 年６月 19 日に成立した改正社会福祉法において、身寄りのない高齢者や判断能力の低下が見られる者に対し、日常生活支援や入院・死後事

務などを無料又は低額な料金で提供する事業が新たに「第二種社会福祉事業」に位置付けられるなど、

高齢者等をサポートする事業の質の向上を目指す動きが進んでいる。

○　くわえて、政府では、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（骨太方針2026）において、身寄りのない高齢者等の支援に取り組む旨を掲げた。

○　金融機関においては、遺言書作成や相続手続等を引き受ける信託商品など、既に様々なサービスを提供していると承知しているが、このような動きも踏まえ、高齢者等の安全性・利便性の向上に資する取組をお願いしたい。

○　また、高齢者等に対する日常生活支援において、支援者・被支援者間で買物費用の立替などに伴う現金授受を行う場合、授受の記録が残らないことに起因して

・　支援者から架空請求をされるケース

・　支払状況の認識をめぐるトラブル

などが発生する懸念がある。

○　金融機関においては、このようなトラブルを未然に防ぐため、入出金のたびに家族などへ通知がされ見守りできる口座サービスなどを提供するほか、高齢者等終身サポート事業者と提携して日常生活支援サービスを提供する際には、口座振替を含むキャッシュレスで金銭の授受を行うなどの工夫をお願いしたい。

（参考）高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（令和６年６月）

第３　契約の履行に当たって留意すべき事項

２　提供するサービス内容ごとの留意事項

（３）　日常生活支援サービス

○　高齢者等終身サポート事業者が、日常生活支援サービスを実施する場合の留意点は以下のとおりである。

・　日常生活支援サービスについては、利用の都度費用が発生するものもあるため、実施したサービス内容や費用等について記録を残しておくことが重要である。

９．見守りネットワークへの参画促進について

○　2026 年６月 11 日、消費者庁と連名で消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）への参画をお願いする周知文を発出した。

○　認知症や一人暮らしの高齢者、障がい者などを狙った犯罪被害の拡大が懸念される中、金融機関が参画している見守りネットワークは全体の約２割となっている。

○　見守りネットワークの構成員間では、消費者安全法上、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の共有が可能となっており、

・　地域金融機関の窓口職員が認知症対応支援講座を受講して、認知症高齢者などの早期発見や消費者トラブルの未然防止に貢献している

・　生命保険会社が、顧客宅訪問時にひとり暮らし高齢者の異変を察知し、行政・警察への連絡や相談窓口の案内を実施する

など、見守りネットワークに加盟して積極的な取組をしている金融機関もあると承知している。

○　こうした現状を踏まえ、金融機関においては、支店などが所在する各地域において、見守りネットワークへの参画を積極的に検討いただきたい。

○　あわせて、地域住民との接点を活かして窓口対応・顧客訪問時に注意を呼び掛けるなど、引き続き、消費者被害の防止に御協力をお願いしたい。

（参考）消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

（協議会の事務等）

第十一条の四　協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

２　（略）

３　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

４　（略）

10. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

○　2026 年５月 22 日、日本銀行と連名で金融機関等に対し、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。

11. FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-について

○　2026 年６月 19 日及び 26 日、金融庁は「FSA Analytical Notes―金融庁分析事例集―」を公表した。

○　今回のレポートでは以下の３つのテーマを扱っている。

①　地方銀行の貸出明細データ等とマクロ経済指標を用いた信用リスクに関する予兆分析の試行

②　地方銀行の顧客企業における経営人材の採用と企業業績に関する動学的分析

③　市場変動局面における店頭デリバティブ取引の証拠金動向に関する分析

○　金融・経済環境が大きく変化する中、高粒度データ等を用いた解像度の高い分析を行うことを通じ、引き続き、金融システムのリスクを適時・適切に把握できるよう取り組んでいきたい。

（参考）今回公表したレポートの概要

①【６月 19 日公表】地方銀行の貸出明細データ等とマクロ経済指標を用いた信用リスクに関する予兆分析の試行

・　機械学習によって信用リスクの動向（債務者区分の下方遷移）を予測するモデルを構築したものである。本分析では、2025 年６月に公表した先行分析から、分析対象とする業種を拡張するとともに、予測に寄与する指標の抽出方法の改善を試行した。

ウェブサイト：FSA Analytical Notes（2026.6）vol.1 の公表：金融庁

②【６月 19 日公表】地方銀行の顧客企業における経営人材の採用と企業業績に関する動学的分析

・　経営人材の採用が企業業績に与える影響を差分の差分法（DID）により検証したものである。

ウェブサイト：FSA Analytical Notes（2026.6）vol.1 の公表：金融庁

③【６月 26 日公表】市場変動局面における店頭デリバティブ取引の証拠金動向に関する分析

・　株式市場等の変動局面における店頭デリバティブ取引の証拠金動向を分析したものである。

ウェブサイト：FSA Analytical Notes（2026.6）vol.2 の公表：金融庁

12. 風水害リスクに関する金融機関の取組の動向や課題について

○　2026 年７月 17 日、金融庁は、気候関連リスクのうち、風水害に起因する損失リスク（風水害リスク）について、金融機関の管理態勢等に関する調査結果を取りまとめ、「風水害リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」として公表した。

○　同レポートでは、各金融機関にとって実践的な参考事例等を提供することを目的として、風水害リスクに関する金融機関の取組動向や課題について取りまとめており、金融機関において

・　総じて風水害リスクを重要な経営リスクの一つとして位置づけ、リスク分析の精緻化や投融資判断への活用などリスク管理の進展がみられたこと

・　それぞれの業態のビジネスモデルに応じた顧客支援の取組が進展していること

・　災害対応の経験を踏まえ、金融機関自身の業務継続計画（BCP）や適応策の見直し等も進められていること

等を記載している。金融機関においては、風水害リスクをはじめとした気候関連リスク対応に関する、より良い実務の構築に向けて参考にしていただきたい。

○　金融庁としては、金融機関の規模や特性、風水害リスクの状況等に応じ、各金融機関における気候変動対応の進め方が異なることを踏まえつつ、気候関連リスク管理や顧客支援の取組を、引き続き注視していく。

13. 不正利用口座の情報共有枠組み創設に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の公布等について

○　「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年４月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）において、預金取扱金融機関間で不正利用口座に係る情報を共有する枠組みの創設について盛り込まれたことを踏まえ、預金取扱金融機関が不正利用口座に係る情報共有を行い、犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じるよう努めること等を「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び監督指針に規定するための改正を行い、2026 年６月 26 日に公

布・公表した。

○　施行及び適用は、実際に不正利用口座に係る情報共有が開始される 2027 年４月１日である。

○　口座不正利用対策に抜け穴が生じないよう、原則としてすべての預金取扱金融機関が情報共有枠組みに参加するとともに、各金融機関が有する不正利用口座に関する正確な情報を速やかに提供し、かつ、他の金融機関から提供を受けた情報を速やかに整理・分析して適切なリスク低減措置を講じることが強く期待される。

14.「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月）」の公表について

○　2026 年７月３日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月）」を公表した。

○　マネロン等対策については、2024 年３月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部会（FATF）第５次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認してきたところであり、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。

○　金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、他の金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっており、こうした連携に係る取組等について記載している。

○　各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

15. リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果について

○　顧客本位の業務運営のモニタリングについて、2024 事務年度までは、個別商品の態勢面を着眼点としてモニタリングを実施してきたところだが、2025 事務年度は、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢が構築されているかを中心に態勢全般という大きな枠組みで実態把握（※１）を行っ

た。

（※１）経営理念を出発点として、リテールビジネス戦略・取組方針・リソース配分・業績評価体系といった一連の枠組みが全て整合的に策定され、実効的に機能しているか、経営陣の主体的な関与の下で、PDCA サイクルを通じて顧客本位に基づく金融商品販売を実践する態勢等が構築されているかといった観点から実態を把握した。

○　モニタリング手法を変えた背景は、投資信託の回転売買（2019 事務年度）や外国株式の短期売買（2024 事務年度）など、金融庁が過去に提起したものと同様の課題が商品を変えて発生しており、こうした課題が繰り返し発生している原因は、課題の根本原因を追及する検証や、その根本原因を解消するための施策の策定・実行が十分になされていないなど、抜本的な態勢の改善に向けた取組が十分に行われていない可能性があるのではないかと考えたためである。

○　長期的な視点で顧客に付加価値を提供することが、ひいては金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築につながると考えており、経営陣においては、各金融機関が目指す金融商品販売を通じた顧客への付加価値の提供が十分になされているのかについて深度ある検証を行うなど、2026 年７月 29 日に公表した当該モニタリング結果（※２）も参考にしつつ、顧客本位の業務運営の進展に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

（※２）リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果

16.「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」の公表について

○　金融庁・財務局等の金融仲介機能の発揮に向けた 2025 事務年度の取組について「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として取りまとめ、2026 年７月 15 日に公表した。なお、本レポートでは、大手行等が地域経済の活性化や金融機関による金融仲介機能の発揮に当たって重要な役割を担っていることから、大手行等の取組も含む形で記載している。

○　本レポートでは、「事業性融資の推進」、「事業者支援の推進」、「金融機関の業務運営の高度化」の３つの観点から関連施策を整理し、取りまとめている。

○　具体的には、

・　「事業性融資の推進」において、事業性融資推進法の施行に向けた環境

整備や業種別支援の着眼点の普及促進等の取組

・　「事業者支援の推進」において、M&A・事業承継支援や経営人材などの人材紹介事業の推進に向けた取組

・　「金融機関の業務運営の高度化」において、金融機関の DX に向けた取組

等について紹介している。

○　本レポートも参考としていただきながら、引き続き、金融仲介機能の発揮や事業者支援の一層の推進に向けた取組を進めていただきたい。

17.「企業アンケート調査」の結果の公表について

○　金融庁では、2015 事務年度以降、地域金融機関をメインバンクとする企業等へのアンケート調査（「企業アンケート調査」）を通じ、地域金融機関の金融仲介の取組に対する取引先企業の評価等を確認しており、2026 年１月に実施したアンケート調査の結果を 2026 年６月 30 日に公表した。

○　主な内容として、

・　メインバンクの金融仲介プロセスに対する評価、事業性融資の現状

・　経営人材の採用状況、経営者保証の現状、経営改善・事業再生支援の現状

等について紹介している。

○　本アンケートの結果も参考にしていただきながら、引き続き、顧客ニーズに沿った対応を行っていただきたい。

18. 事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行と今後の取組について

○　2026 年５月に施行された事業性融資推進法について、今後も、現場の担当者の腹落ちを最優先に取組を進めていく。

○　例えば、有志の金融機関との間で、引き続き、実務的な議論を深めていくほか、借り手向けの周知広報や金融機関の担当者向けの資料作成等、企業価値担保権制度の普及促進を目的とした委託事業を実施予定である。

○　詳細については、新しい体制の下、関係者とも相談しながら検討したいが、

いずれの取組も、現場で実務を担われる金融機関の御意見を踏まえることが重要である。引き続き、忌憚のない御意見をいただきたい。

19.「成長投資を促進するための金融戦略」について

○　2026 年７月 21 日、「経済財政運営と改革の方針 2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」等が閣議決定された。

○　金融庁関連の主な施策は、「日本成長戦略」に基づき同日に公表された、「成長投資を促進するための金融戦略」に盛り込まれている。

○　本戦略では、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能強化を通じた「強い経済」の実現に向け、

①　17 の戦略分野等への成長投資を支える金融機関・市場の機能強化、地域金融力の強化、

②　企業の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資を促進するためのガバナンス改革、

③　家計の安定的な資産形成の促進など、国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備、

④　AI 時代を見据えたオンチェーン金融の推進など、金融インフラへの投資の促進、

といった施策を盛り込んでいる。

○　銀行等の資金供給・成長支援機能の強化に資する施策を盛り込んでおり、御意見・御要望等があればぜひお寄せいただきたい。

20. インパクトコンソーシアム in person 2026 の開催について

○　金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、社会的課題の解決と企業価値向上を目指す事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めてきた。

○　本コンソーシアムにおいて、この１年間で行ってきた活動の成果を発表するとともに、インパクトの裾野を広げ、案件組成を加速させていく観点から、パネルディスカッションや展示ブース設置、ネットワーキングも実施した、「インパクトコンソーシアム in person 2026」を 2026 年６月 19 日に開催した。

○　本コンソーシアムのウェブサイトにて、活動の成果を公表しているので、インパクト投資の担い手となり得る各金融機関にも御一読いただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に御関与いただきたい。

（参考）インパクトコンソーシアム

https://impact-consortium.fsa.go.jp

21. 2026 年６月 FATF プレナリー会合について

○　FATF は、2026 年６月 17 日～19 日にかけて、プレナリー会合（総会）を開催した。主要な採択事項を３点御紹介する。

○　１点目は、2025 年６月に最終化されたクロスボーダー送金の透明性に関する改訂勧告 16 について、FATF６月プレナリー会合にて、本改訂内容の詳細を説明したガイダンス案の市中協議実施が採決された。これを受け、2026 年６月 24 日から市中協議が開始された。今回の改訂は、技術的かつ複雑な論点が多く、ステークホルダーも多岐にわたることから、金融庁としても、金融機関等の御意見をよく伺いつつ、ガイダンス案の最終化や国内実施に向けた検討を進めていきたい。

○　２点目は、「DeFi に係る規制上の課題に関する報告書」の採択である。同報告書は、DeFi に関する ML/FT/PF リスクの特定、FATF 基準の適用可能性の明確化、好事例及び、官民への推奨事項などを提示している。また、暗号資産に関する FATF 基準（勧告 15）の実施状況や新たなリスク等について取りまとめた年次報告書も採択・公表された。

○　３点目は、FATF の 2026 年-28 年におけるワークプログラムの採択である。FATF の注力分野には、リスクベース・アプローチ/監督の促進、暗号資産に関する勧告 15 の更なる実施促進、改訂勧告 16 ガイダンスの最終化と勧告 16 の実施促進、詐欺対策、官民・民民の情報共有が含まれている。

（以　上）